

■ 厚生年金への地方議会議員の加入について ■

- 地方議会議員のみを対象とした旧地方議会議員年金制度の「復活」を求めるものではない。一般の会社員、公務員と同様に既存の厚生年金へ地方議会議員が加入できるようにするものである。
- 旧地方議会議員年金は、市町村合併の急速な進展等により議員数が激減したため、同年金の財政が立ち行かなくなったことが原因で平成23年6月1日に制度廃止となったものである。議員特権との批判を受け廃止となったものではない。
- 制度廃止法案の委員会採決に際し、衆、参両議院の総務委員会において、全会一致により、「地方議会議員年金制度廃止後、概ね一年を目途として、地方議会における人材確保の観点を踏まえた新たな年金制度について検討を行う」旨の附帯決議が可決された。

法案審議における附帯決議

「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(抄)

政府は次の諸点について十分配慮すべきである。(一・三 略)

二 地方議会議員年金制度の廃止後、概ね一年程度を目途として、地方公共団体の長の取扱い等を参考として、国民の政治参加や地方議会における人材確保の観点を踏まえた新たな年金制度について検討を行うこと。また、検討に当たっては、地方議会議員の取扱いについての国民世論に留意するとともに、公務員共済制度や厚生年金制度の対象者との制度面あるいは負担と給付の面における均衡に十分配慮すること。

<平成23.4.28 衆議院・総務委員会 平成23.5.19 参議院・総務委員会>

- 平成27年10月1日から「被用者年金一元化」となり、これまで厚生年金と共済年金に分かれていた被用者の年金制度が厚生年金に統一された。
地方議会議員についても首長、地方自治体職員と同様に一般の会社員と同じ厚生年金に加入できるようにするものである。地方議会議員のみの特別な制度を設けることを求めるものではない。

- 厚生労働省発表の平成26年度末時点での公的年金加入者数約6,700万人のうち、国民年金のみの加入者は約1,700万人であり、公的年金加入者の約75%は厚生年金加入者とその被扶養配偶者である(別紙参照)。
- 平成28年10月から、一定の短時間労働者に対する厚生年金の適用が拡大された。厚生年金の加入者の増加は、年金制度全体の安定に資することとなり、政府として促進しているものである。
- 一方、厚生年金に地方議会議員が加入した場合、都道府県、市区町村全体で約200億円の新たな公費負担が生じるとの指摘がある。
しかし、これは会社、法人等と全く同様の制度による事業主負担であり、また、首長、自治体職員と同様に地方公務員共済組合を経由して厚生年金に加入するため、議員個人の掛金と同額を各自治体で負担するものであって、地方財政措置がなされるものと考えている。
- 平成29年12月28日現在、全都道府県、市区町村1,788団体の内、1,035団体(約60%)の議会において、厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書が可決されている。

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の可決状況

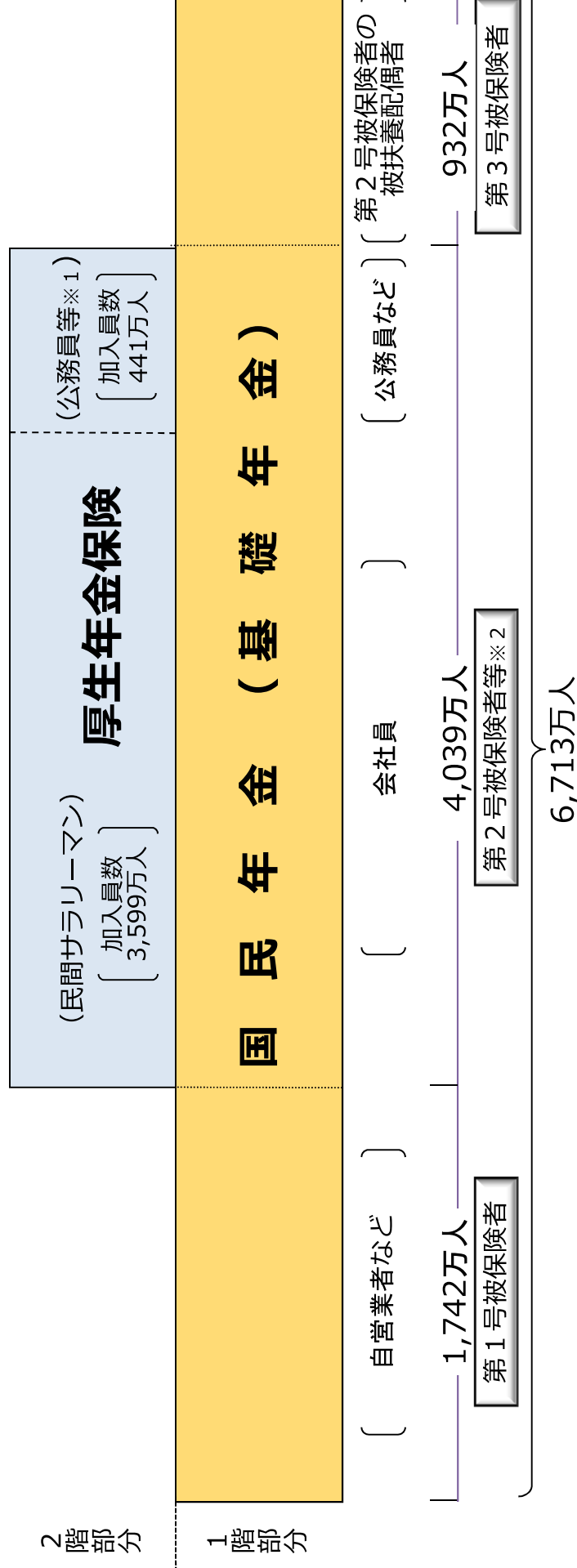
(H29.12.28現在)

○都道府県議会	31道県	}	1,035団体
○市区議会	327市区		
○町村議会	677町村		

公的年金制度の仕組み

- ◆ 公的年金制度は、加齢などによる稼得能力の減退・喪失に備えるための社会保険。(防貧機能)
- ◆ 現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高年齢となれば、厚生年金の給付を受ける。(1階部分)
- ◆ 民間サラリーマンや公務員等は、これに加え、厚生年金保険に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。(2階部分)

(数値は平成27年3月末)



※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに年金払い退職給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

※2 第2号被保険者等とは、被用者年金被保険者のことという (第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)。